

平成 20 年度 第 1 回豊川市環境審議会議事録

日 時 平成 20 年 10 月 3 日 (金) 午後 3 時 ~

場 所 市役所 3 階 本 3 4 会議室

出席者

(委員:敬称略)

藤田佳久、後藤尚弘、樋口俊寛、藤野和裕、中島国輔、田中みや子、今泉孝之、定盛幸男、尾藤弘一、浅野晋、伊藤典子、小野孝子、山口五月、竹尾真弓、山口祝子、高田元、越川孝康、天野雅博〔欠席:出山敏朗、柴田勝〕

(事務局)

内藤課長、宮本主幹、森下課長補佐、林係長、高木主事

配布資料

- ・会議次第、席次、委員名簿、豊川市環境審議会条例条文
- ・豊川市環境基本条例の制定に向けた考え方(資料1)
- ・第1次豊川市環境基本計画の内容について(資料2)
- ・豊川市環境基本計画概要版

会議内容

1 市長あいさつ

委員のみなさまのおかれましては、お忙しい中を本日の環境審議会へご出席いただき誠にありがとうございます。日頃は環境行政に格別なご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市も二度の合併をいたしまして、人口 16 万人、面積で 150 km²となりまして、人口で県下 8 番目、面積で 9 番目となり大きな豊川市が誕生しました。

北は本宮山などの緑豊かな山々があり、豊川が流れ、南は三河湾に面しており、環境の良いバランスの取れた豊かな自然であると認識しております。今後は、合併によるスケールメリットによる効率化を図り、財政の健全性と行政サービスの水準を維持するとともに、拡大した市域全体を、幅広い観点から知恵の出し合えるまちづくりをしたいと考えているところです。

さて、今日の環境問題は、地球環境問題にまで発展し、地球温暖化や平成 22 年に、愛知県、名古屋で開催されます COP10 での生物多様性の危機など人類の存亡を左右するほどの最重要課題となっている状況でございます。また、一方で、日常の家庭や事業所の活動にともなう排水・ごみ問題など、私たちのまちづくりにおいても、解決しなければならない、緊急的な課題が山積をしています。

こうした中、本市では将来にわたって良好な状態に保全していくため、平成 10 年 3 月に「豊川市環境基本構想」を策定し、この基本理念の実現に向けて平成 12 年 3 月に「豊川市環境基本計画」を策定し取り組みを推進しているところでございます。

しかしながら、社会経済等の変化により、公害も産業公害から都市生活公害への変容し、産業の発展から、大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う環境負荷の高いものとなっています。このような状況の中、第 1 次計画の目標年度が平成 22 年度となっており、この 10 年間の検証を実施し、時代に即した第 2 次計画の策定が必要であり、みなさまにご参集いただいているところです。また、次世代に引継ぎ発展ができる社会づくりのためには、条例をつくって環境に

対する新豊川市の基本的な理念を明確にしておく必要があると考えております。したがって、委員のみなさまには、今回、豊川市環境基本条例の制定と第2次環境基本計画の策定の二つをご審議いただくことになっております。

どうぞみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただき、この美しい豊川の自然と快適な環境を引き継げるように、未来に誇れる環境都市の実現に向け、ご助力いただきますようお願いいたします。

2 委員紹介

(事務局より自己紹介型式で願います)

(委員が順に自己紹介)

3 環境審議会について

(事務局から環境審議会条例について説明)

4 会長及び副会長の選出

(事務局から推薦がないか諮る)

(事務局一任の声があり事務局から会長に藤田佳久氏、副会長に後藤尚弘氏を提案する)

(委員全員賛成)

5 議事

議長：ご指名いただきました愛知大学の藤田でございます。お手元の審議会の次第に従いまして進めさせていただきますのでよろしく願います。まず、議題の1番目ですが、豊川市環境基本条例について、参考資料1について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料1「豊川市環境基本条例の制定に向けた考え方」により資料説明)

議長：ただ今事務局からご説明があった豊川市の環境基本条例について、これは環境の憲法といったものであろうかと思う。制定について内容、考え方などについて、身の回りから地球環境までの環境問題は広いものである。ただ今のご説明についてご質問、ご意見ございましたらお願いしたい。

委員A：(4)の環境保全及び創造に関する基本的施策の中で、市と市民と事業者の果たすべき役割について、大抵の項目については、市、市民、事業者共に努めることとなっているが、例えば環境教育及び環境学習の振興について市が、必要な措置を講ずるとされているが、こうした所こそ事業者や市民も何らかの貢献をするとしてもいいのではと思うがいかがか。

事務局：言われるとおり企業のブランドイメージが叫ばれており環境に関して積極的な取り組みを実施している企業が多いと思っている。ご意見を参考にさせていただき条例作りに活かせるよう考えていきたい。

議長：干潟をある企業が子どもたちをつれて水辺教育の事例も見てきた。

委員B：事実、市民団体に対して環境対策課から講座の講師依頼の話もあり、現場は既に行われており、市民や事業者についても加えても良いのではと思う。

委員C：今ありました 環境教育及び環境学習についてで、これは学校教育等で子どもたち等に環境について学ぶ機会を設けていくということによいか。聞いた話で、日本の感覚というのは親から子どもにしつけ、教育をしていくというのが日本古来の姿であるが、ドイツでは、まだ環境に対することが周知されていない時に、学校教育の中で子どもたちに環境について教育し、子どもたちが家に帰りお父さんやおじいちゃんおばあちゃんにごみの分別はこうするのですよとか子どもの世代から教育をして環境に取り組む意識を徐々に変えていったと聞いている。

委員D：愛知県においては、地球環境問題の出前講座をおこなっているが、他の市町では応募があったが、豊川市内では0件であった。また、愛知県で副読本を作成し配布をおこなってきた。

NPO団体では、環境学習として東三河ふるさと公園で自然観察会をフィールドでやっている。少しずつやってきているが、自発的や全市的な取り組みといったことについては、他の市町より遅れているというか、少し弱い気がする。

事務局：学校の義務教育の中でごみ問題や、地球温暖化問題について定かではないが社会の学習の中でできてきていると思っており、豊川市としても小学4年生向けに毎年ごみの副読本をお配りしており、これは豊川市の現状に沿った内容として社会科の中で学習に生かしている。

学校以外においては、水質に関する学習会など数が多いとは言えないが実施してきている。啓発について豊川市はまだまだこれからのところではあるが、他市では環境カレンダーといった取り組みもみられ、子どもに意識をさせて大人を巻き込んで地球環境問題といったことについても意識を高めるといった方法もあると考えている。

委員F：条例を作るにあたって、前文が入るのは豊川市の条例では初めてのことになる。一条一項の条文もさることながら前文も重要であるので、この前文についても慎重に見ていただき、豊川市に相応しい内容かどうかしっかりご議論いただくとありがたい。

委員G：(2) 基本理念の中の「文化的な生活」よりも「快適な生活」の方がわかりやすいのではないか。他市の条例の中でも「快適」といった表現が使われている。

事務局：環境基本法から引用しているが、市民にわかりやすいのが一番であり検討させていただきたい。

委員G：前文のところ、「良好な環境保全及び創造」の「創造」が具体的に何かわかりにくいのでないかと思う。

事務局：検討させていただいて回答していきたい。

委員F：「保全」と「創造」について、私の解釈では「今あるものを守る」と「良いものを創り出す」の二つの作業が環境の場合にはあるのかなどの思いがあるので、「保全」とクリエイティブの「創造」とあって良いのではと思っている。

前文の話であるが、豊川市は一宮町、音羽町、御津町と合併したわけであり、新豊川市をイメージできるものかという視点で見ただけだとありがたいと思う。

委員H：一宮町も音羽町も同じ水系の源流でありイメージできる。自然や生態系への影響を取り上げているので連携しているイメージは伝わってくる。

委員I：御津については、三河湾に港を構え、天候の関係もあるがあさりが死ぬといった問題がある中、海の内容も入っていて連携していると感じられ、問題はない。

委員J：「環境の保全及び創造を推進」とあるが、「環境保全」は今も積極的に取り組んでいると思われるが、「環境の創造」には具体的には植林と言ったものに方向付けされているのか。

事務局：「創造」は壊れた物を直すイメージもある。具体的には植林もあろうかと思われるが、関係各課にまたがって計画を推進していくことになると思っている。

委員J：森林伐採や山の荒廃などに対して積極的にCO₂を吸収する植林について進めていく計画も含めているということで良いか。

事務局：条例は理念的なものであり、具体的な活動については、環境基本計画の中で考えていく。

議長：現在の豊川市がどのような環境問題に直面しているかわかるようなものになると良いかと思う。いろいろご意見いただきありがたい。今後も検討する機会があり、この後も関係する議題であるのでご意見を出していただきたい。

豊川市環境基本計画条例について、参考資料2について事務局より説明をお願いする。

事務局：(資料2「豊川市環境計画について」により資料説明)

(第1次計画の構成内容説明)

(第1次計画の取組状況説明)

(第2次計画策定の視点となる事項について説明)

議長：ただ今事務局からの大きく3つに分けて説明があった。豊川市現状における問題についてご理解いただけたかと思う。ご質問、ご意見ありましたら、お願いしたい。

委員D：文面がよそよそしいように思われた。親しみのある里山、里川、里海のイメージや、住

民に対し呼びかけるようなイメージがあったほうがよい気がする。

事務局：豊川らしさが出せればと思う。画一的にならないよう検討したい。

委員 A：数字の区分けが堅苦しい。具体的な取り組みについて水に関するものをまとめるなどしてはどうか。

事務局：将来像以下を今後検討して、見直していきたい。
(今後のスケジュールを説明)

委員 A：2010 年に COP10 が開かれるため、生物多様性が重要となってくると思う。外来種駆除などの対策も含め、豊川市でも位置づけが必要となるのでは。

事務局：生物多様性については、条例の中でも表出しを考えています。これを受けて基本計画の中でも位置づけていくことになると思う。

委員 I：新幹線騒音について御津町大草地点で環境基準がオーバーとあるが、どこが調べて、どの程度オーバーしているのか。

事務局：調査は県が行っており、市では行っていない。調査は年間に 1 回行われている。環境基準の 70 デシベルに対し、平成 19 年度は 72 デシベルとなっている。基本計画では年次報告を実施し公表していく。

委員 B：川の水質結果はあるが、御津町が合併されたこともあり、海の汚れぐあいは調べられるのか。

事務局：御津町では行っていなかったが、県で行っていると思う。三河湾の水質浄化も重要な要素なので、今後の会議で検討していきたい。

議長：身近なことを、計画にどのように入れていくか。今後検討していく必要がある。

委員 J：私たちの活動は、家庭の中から省エネ、具体的にはマイバッグやマイ箸、マイボトルの運動をしている。

委員 K：消費者として環境になにができるかを念頭に置き、牛乳パックの再利用の推進や出前講座を小中学校で行っている。無駄なものを有効利用することなどの環境教育を、おいでん祭りなどで実施した。マイバッグはリサイクルの会と協力して行っている。ごみを減らすことを目標としており、分別を子供たちに教えている。家庭の中で出来ることを行っており、活動して 20 年になる。環境問題を PR していきたい。

委員L：水質検査を音羽川で10箇所行っている。子ども会や婦人会と連携して水質検査や水生生物調査などをやっている。まずまずの水質結果となっている。

議長：大学の学生も音羽川で水質調査を行っている。

委員M：地域の活性化を目標として行っている。これまで、環境の問題は取り扱ってきていない。活動の中で、町の環境は重要と感じている。個人としては、中学の理科の講師をしており、環境面についても子供たちに教えている。

議長：環境プランニングにどのように盛り込むかご意見は。

委員M：学校では外部からの講師のお話を聞いたり、青年団としてはこのような場に参加して知識を深めたりすることが考えられる。

委員C：環境に関心がない人に広めていく方法が大切になる。企業においてもトップは関心があっても、従業員は関心が薄いかと思う。全市民の底上げの仕組みづくりの重要になってくると思う。

委員N：みなさんのご意見を聞いてよい学習が出来た。ごみの減量・分別が大きな課題となっている。また、動物による公害が問題となっており、6～7月にカラスによるゴミ袋からの餌取りがあった。本宮山の麓や音羽のサル、イノシシの被害なども考えられる。

議長：市域が広がり、獣害も問題になっているかもしれない。

委員O：日ごろは食事に関する仕事を行っている。健康的な食事を考えるのは環境と相反している部分もあるが、環境をライフスタイルに如何に入れ込むかが問題となる。

委員P：薬局と環境はあまり関係ないと思われるかもしれないが、薬剤師となる試験の際に環境工学などの勉強をしている。薬剤師は家庭の身近なところだけではなく、環境全体のサイクルの中でものごとを考えられるので、そのような面から計画の策定に協力できればと思う。

委員Q：医療を提供する中で危険なものを扱っている。ライフサイクルが変化する中、在宅の医療が進む中で危険性の対策ができていない。市が処理すべき医療廃棄物は大変危険であるが、市では処理できない状況にある。各家庭、各企業でできることを位置づけてほしい。

議長：豊川市らしさを考えるにあたり、豊川市は豊川の流域と段丘と高地で分けられてきた。これに合併で海岸線、海や音羽の高地などが入ってきた。ベースは世界的な環境となるが、これらを踏まえることで豊川市らしさを出せるのではないか。

これまで貴重なご意見ありがとうございました。以上で議事を終了します。